



2024年6月18日

各 位

会社名：フクビ化学工業株式会社
代表者名：代表取締役社長 森 克則
(コード：7871 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先：広報・IR推進室長 柏 直樹
(TEL：0776-38-8415)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| (1) | 払込期日 | 2024年7月10日 |
| (2) | 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 63,000 株 |
| (3) | 処分価額 | 1株につき 817 円 |
| (4) | 処分総額 | 51,471,000 円 |
| (5) | 処分方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (6) | 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| (7) | 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 取締役（社外取締役を除きます）4名 46,000 株 執行役員 12名 17,000 株 |
| (8) | その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法に基づき有価証券通知書を提出しております。 |

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2019年6月19日開催の第85期当社定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の交付のために対象取締役に対して年額100百万円（総額）以内の金銭報酬債権を支給すること、年100,000株（総数）以内の当社普通株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

更に当社は、当社の執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、同制度に基づき、当社の取締役と同様の譲渡制限付株式を付与する旨を、会社法第370条及び当社定款第25条2項に基づき、2023年6月20日に決議しております。

今般、当社は、2024年6月18日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績、各取締役および執行役員（以下、「割当対象者」と総称します。）の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、割当対象者に対し本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計51,471,000円を支給することを決議するとともに、割当対象者に対し本自己株式処

分を行うこととしたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位でなくなった日までの期間としております。

3. 謾渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 謾渡制限期間

割当対象者は、払込期日である2024年7月10日から当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位でなくなった日までの期間中は、本自己株式処分により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 謾渡制限の解除

当社は、割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、参与等その他これに準ずる地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

なお、譲渡制限を解除すべき時点において、支給対象役員及び支給対象執行役員が本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度の終了から3ヶ月経過後に、本割当株式の譲渡制限を解除するものとする。

(3) 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、割当対象者が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は野村證券株式会社を予定している。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたします。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上